

下伊那北部の新火葬場開設（平成 27 年夏予定）に伴う飯田市斎苑への影響について

1 課 題

平成 27 年の夏期（8 月盆前を想定）に、現在、北部 5 町村で建設を進めている北部新火葬場（仮称、以下同名）が稼働する予定である。稼働後は、北部 5 町村の住民は北部新火葬場を使用することとなるため、飯田市斎苑使用者の大幅な減少が予想され、それに伴う斎苑使用料収入の大幅な減収が予測されることから、今後の火葬関連事業（3 事業）への影響と対応が課題となっている。

2 主たる歳入における減少額の試算（平成 25 年度実績より）

市外使用者の減少人数 : 554 - 85(北部以外) = 469 人(北部 5 町村使用者)
歳入の減少額 : 469 人 × △50,000 円 = △23,450,000 円

3 検討の方向性

上記 2 の歳入の大幅な減少分の全額を、市民に対する直接負担増として転嫁することは市民理解が得られにくいと考えられることから、飯田市斎苑施設の充実を求める市民要望なども踏まえる中で、現行制度の見直しについて総合的に検討を行っていく。

4 現行の主要な火葬事業制度の概要

- ・ 斎苑使用料（大人の遺体の場合） : [市民] 10,000 円(H3～) [市外] 50,000 円(H18～)
- ・ 市外火葬場利用支援（差額補助） : 例えば、西部火葬場を使用した場合、西部は飯田市斎苑の使用料体系と同額のため、上記の差額 40,000 円を補助

5 影響の最小化に向けた制度のあり方について（検討の視点）

次に記載する（1）～（3）の考え方を複合的に検討することにより、市民及び飯田市にとって最も望ましい制度のあり方を構築する。

（1）斎苑使用料金体系の見直し検討について

歳入の大幅な減少分を市民に直接負担していただくことは市民理解が得られにくいと考えられるが、斎苑施設の改修による市民満足度の向上や、現行補助制度の見直し検討も行う中で、使用料金体系の見直しについても検討が必要である。

（2）施設改修による市民満足度の向上について

飯田市斎苑は開所から 25 年余が経過し、施設の心臓部ともいえる火葬炉については年次改修を行って機能保持をしているものの、その他の付帯施設は老朽化による不具合が生じてきている。待合室のバリアフリー化など、アメニティーの向上に向けた改修を望む市民要望に応じていくことにより、市民満足度を高めていく必要がある。

（3）市外火葬料金差額補助制度の見直し検討について

現行制度では、市民が市外火葬場を使用した場合、飯田市斎苑への申し込みの有無にかかわらず全て差額を補助している。北部新火葬場の稼働後は、計算上では、飯田市斎苑希望市民を全て受け入れることが可能となるため、現行制度に一定の制限を加えるなどの見直しを図っていく必要がある。

●県内火葬場における「火葬使用料」の比較表

名称	域内市町村	大人 (市内・ 域内)	大人 (市外・ 域外)	小人 (市内・ 域内)	小人 (市外・ 域外)
飯田市斎苑	飯田市	10,000	50,000	7,500	30,000
阿南斎場(上村・南信濃地区)※	阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村	—	67,000	—	49,500
阿南斎場	〃	27,000	54,000	19,000	38,000
西部衛生センター火葬場	阿智村、平谷村	10,000	50,000	8,000	30,000
伊南行政組合伊南聖苑	駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村	12,000	50,000	7,000	30,000
伊那市営火葬場	伊那市	10,000	50,000	6,000	30,000
湖北火葬場 湖風苑	岡谷市、下諏訪町	10,000	50,000	7,000	36,000
塩尻市斎場	塩尻市	10,280	35,990	8,220	24,680
松本市営葬祭センター	松本市	0	31,000	0	16,000
木曾葬祭センター緑聖苑	上松町、木曾町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	15,000	39,000	10,000	31,000
広域豊科葬祭センター	安曇野市、松本市、筑北村、麻績村、生坂村、山形村	7,000	31,000	3,500	16,000
長野市大峰斎場	長野市	15,000	45,000	8,000	27,000
長野市松代斎場、裾花斎場	長野市	8,000	30,000	5,000	18,000
犀峡衛生施設組合犀峡斎場	長野市	8,000	30,000	5,000	18,000
上田地域広域連合大星斎場	上田市、東御市、青木村、長和村	14,000	21,000	11,000	16,000
上田地域広域連合依田窪斎場	上田市、東御市、青木村、長和村	18,000	28,000	17,000	27,000
高峯苑	佐久市、小諸市、軽井沢町、御代田町、立科町、佐久穂町、小海町、北相木村、南相木村、南牧村、川上村	11,000	33,000	9,000	27,000
豊里苑	佐久市、小諸市、軽井沢町、御代田町、立科町、佐久穂町、小海町、北相木村、南相木村、南牧村、川上村	11,000	33,000	9,000	27,000

※小人の年齢は各火葬場で異なる。
 ※県内全ての火葬場を掲載していない。

●県内火葬場における「差額補助」制度の状況について

- ・飯田市は、他の火葬場使用の証明があれば、差額補助を行っている。
- ・伊南行政組合は、組合員が伊那市営火葬場を使用した場合、差額補助を行っている。
- ・松本市は、市民が広域豊科葬祭センターを使用した場合、使用料を直接支払っている。
- ・安曇野市は、市民が広域豊科葬祭センター以外を使用した場合、7000 円の補助を行っている。